

令和4年 第2回

南会津町農業委員会総会議事録

期 日 令和4年2月15日（火）

会 場 南会津役場本庁

南会津町農業委員会事務局

南会津町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年2月15日(火) 午後1時25分

2 開催場所 南会津役場本庁 3階 正庁

3 出席した委員

農業委員 9名

1番	星 隆一	3番	平野 恒二	5番	湯田 重行
6番	湯田 義三	7番	星 洋一	8番	酒井 圭
9番	渡部 一男	10番	湯田 孝義	11番	室井 文一

農地利用最適化推進委員 2名

舘岩第1	佐藤 春香	舘岩第2	芳賀 久		
------	-------	------	------	--	--

4 欠席した委員

農業委員 2名

2番	芳賀 美紀	4番	馬場 崇裕		
----	-------	----	-------	--	--

5 出席した事務局職員

事務局長	菅家 康夫	局長補佐兼係長	八木沢 誠二	主査	星 良太郎
------	-------	---------	--------	----	-------

6 議 事

日程第1 欠席委員の報告について

日程第2 議事録署名委員の指名について

日程第3 報告第1号 会務報告について

日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第5 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第6 議案第3号 農用地利用集積計画決定について

7 会議の概要

	事務局が開会を告げ、会長が挨拶をした後、南会津町農業委員会総会 会議規則第5条第1項の規定に基づき、会長が議長となり議事に入る。
議 長	それでは、只今から議事に入ります。 日程第1「欠席委員の報告について」であります。会議規則第4条 の規定により、欠席の届け出がありました農業委員は、2番、芳賀美紀 委員、4番、馬場崇裕委員であります。本日の出席委員は9名です。農 業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による過半数に達して おります。また、会議規則第10条の規定により、農地利用最適化推進委 員に出席を求めたところ、2名に出席していただいております。
議 長	続きまして、日程第2「議事録署名委員の指名について」でありま すが、会議規則第20条第2項の規定により、8番、酒井圭委員、9番、渡 部一男委員を指名いたします。両名には、本総会における議事録への署 名をお願いいたします。
議 長	続きまして、日程第3「報告第1号 会務報告について」を議題とい たします。事務局から報告をお願いします。
事務局	(事務局長 報告)
議 長	只今事務局から会務の報告がありましたが、ご質問等がありましたら お願いします。
議 長	(「ありません。」の声あり) 質問がないようですので、会務報告を終わります。
議 長	続きまして、日程第4「議案第1号 農地法第3条の規定による許可 申請について」を議題といたします。 事件番号1について、地区担当調査員の舘岩第1区、佐藤春香推進委 員から調査結果の説明をお願いいたします。
舘岩 1	(佐藤春香) 2月10日に調査をしました。調査をした内容は、申請理由 と農地法第3条の許可の要件5つについてであります。まず、申請理由 ですが、譲渡人は、相手方の要望と兼業であることから、経営を縮小す るため、申請地を20万円で売り渡し、譲受人は、自宅の北側に隣接す ることから管理に便利な申請地を買い受けて耕作管理するものです。次に 農地法第3条の許可の5つの要件ですが、1点目、下限面積要件の状況 ですが、申請地は、農用地区域外の農地でありますので下限面積は0.01 a、1㎡です。譲受人の現在の経営面積はありませんが、申請地の面積 は、413㎡と、1㎡を超えますので申請地の取得には、問題ございませ ん。2点目、必要な農作業に従事する農作業常時従事要件につきまし ては、申請書の内容を聞き取りしましたところ、世帯合計で180日ほど農

作業に従事される予定であるとのことでしたので、年間 150 日を目安としている農作業常時従事要件に問題はありませんでした。3 点目、地域との調和要件でございますが、譲受人は、地域の奉仕作業に参加しているのはもちろん、申請地は、住宅と国道に囲まれている形で存在し、他の農地とは直接隣接しないことから影響を与えるようなことはございませんので、問題ないと考察されます。4 点目、農地のすべてを効率的に耕作するという全部効率利用要件につきましては、管理機等の大農機具を所有しておりますので効率的な耕作をするのに問題はないと思われます。最後に、農地所有適格化法人要件につきましては、譲受人は、法人ではありませんので問題はありません。

以上の結果、許可が相当だと思われるので、審議をお願いいたします。

議 長

説明が終わりました。
ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。
本案に対してのご質疑ございませんか。

議 長

(「ありません。」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りします。事件番号 1 については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長

(「異議なし」の声あり)
ありがとうございます。異議なしと認め、事件番号 1 については、原案のとおり決定いたします。
以上で、議案第 1 号の審議を終了します。

議 長

続きまして、日程第 5「議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事件番号 1 について、地区担当調査員の館岩第 2 区、芳賀久推進委員から調査結果の説明をお願いします。

館岩 2

(芳賀久) 2 月 8 日に申請人に直接お会いしまして調査いたしました。調査した内容は、農地法第 5 条の許可の要件についてであります。まず、申請人ですが、譲受人は、過疎化の進む館岩地区で安定した事業所を目指して経営努力を重ねてきたところでございます。このため、現在使用している作業所兼事務所が狭小となり、作業空間に余裕がなくなってしまうことから従業員の安全性の確保の問題が生じ、別棟の作業所を増設する計画となりました。現在の作業所兼事務所の西側に隣接する申請地は、その位置、面積、形状ともに最適であり、ゆとりある作業空間を確保できることから申請したとのことでございます。立地条件、いわゆる農地の区分につきましては、事務局に調べていただきました。申請地は、南会津町役場館岩総合支所から 500m 以内に存在することから公共施設近距離農地となり、第 2 種農地となります。第 2 種農地につきましては、転用の許可が可能な農地でございます。

次に、一般基準の各項目の調査結果につきまして報告いたします。1点目ですが、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があるかということですが、申請書に添付されていた通帳の写しから事業費の2,000万円を確保できる見込みがあるので特に問題がございません。2点目、転用の妨げとなる権利を有する者の同意を得ているかにつきましては、登記簿を確認しましたが、抵当権などの設定はありませんでしたので問題はありません。3点目ですが、許可後、遅滞なく申請に係る用途に供することが可能かですが、計画が具体的であり、従業員の安全確保のために行う事業ですので、遅滞なく着手されることが見込まれます。4点目ですが、他の法令の許認可との調整が済んでいるかについてですが、問題ありません。5点目、転用面積が妥当かという点でございますが、クリーニング工場の作業場として、302 m²の転用の許可申請面積は、過大な面積ではありませんのでこれも大丈夫だと思います。6点目、周辺農地の営農条件に支障を与える恐れはないかでございますが、申請地は、南側に位置する山と隣接することや宅地の間に点在する農地の一つであることから、他の農地に対する営農条件への障害や日照の問題、農地の分断も問題ありません。以上の調査の結果、許可が相当であると判断されるため審議をお願いいたします。

議 長

説明が終わりました。
ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。
本案に対してご質疑ございませんか。

議 長

(「ありません。」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りします。事件番号1について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長

(「異議なし」の声あり)
異議なしと認め、事件番号1については、原案のとおり決定いたします。
以上で、議案第2号の審議を終了いたします。

議 長

続きまして、日程第6「議案第3号 農用地利用集積計画決定について」を議題とします。事務局からの議案説明をお願いします。

事務局

事務局の星です。私のほうから、議案第4号、農用地利用集積計画決定についてをご説明いたします。議案書の7ページ、利用権設定内訳2月分をご覧ください。筆数、面積、再設定、新規の順で説明申し上げます。まず、再設定ですが、田が1筆、1,282 m²、畑が4筆、1,493 m²でした。新規は、田が28筆、32,655 m²、畑が0筆でした。合計が33筆、35,430 m²となります。8ページからは利用権設定の一覧になります。左側番号の1番から18番までが基盤法による個人間での利用権設定であり、19番から9ページの33番までが農地中間管理事業による利用権設

定となります。また、農地中間管理事業につきましては、集積計画一括方式でありますので、機構から耕作者への貸し付け分につきましては、議案書の 10 ページとなっております。使用貸借権の設定につきましては、田島地域の高野、関本地区で設定がございますが、これらにつきましては、農地を荒らさないで管理してもらえらという、貸付人の意向によるものでございます。以上で説明終わります。

議 長 説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。
発言のある方は、挙手願います。
本案に対してご質疑ございませんか。

議 長 (「ありません。」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長 (「異議なし」の声あり)
異議なしと認め、本案については、原案のとおり決定いたしました。
以上で、議案第 3 号の審議を終了いたします。
総会に付議された議事案件は全て終了いたしました。

議 長 次に、協議事項に入ります。南会津町農作業労賃及び農地賃借料情報について議題とします。事務局から内容の説明をお願いします。

事務局 事務局の八木沢です。まず、農作業労賃標準算定について、簡単に説明させていただきます。資料と書いてありませんが、農作業労賃標準算定という一番上に表題がついているものを出していただいて、読んでいくだけになってしまうんですが、1 点目、各作業労賃標準算定の根拠についてと書いてございます。標準額の算定方法ですが、農業収支計算の基礎となる統計値、今現在一番新しいものが 2018 年のものでした。6 年前のもので、費用的なものが今とかけ離れてしまうので、そのまま算出しては仕方ないと考えられました。こういったものを使わずに、近隣市町村の現年度の標準額とか指標となる、会津若松市とかになるかと思いますが、それと今回情報提供、喜多方市から令和 4 年度の標準額がどちらも届きましたので、そちらを見ながら算定、調整した形になっております。2 点目、地域間の格差ですが、これは依然としてございます。本日、馬場崇裕さん、事務局の方にいらして「そろそろこういったものをなくして、一本化されたらどうか」という話もございました。今、事務局の方で作ったものは、依然として単価の差があるものですから、4 つの地域、それぞれに標準額を用意してございます。3 点目、管内の農業法人における農作業受託料金について、アンケートを出していますが、各法人の方からは、単価が安いという話はあるんですが、具体的にどの部分の単価が安いのか、いくら安いのかという話はなく、上げてくれという話だけはきます。安いという感じはしますが、この辺も今回お作り

した表を見ていただき、安い、高いを揉んでいただければと。あくまでたたき台ですので、数字の方を見て、良いものを作っていただきたいと思います。4点目、標準額算定の考え方についてですが、令和4年度標準額は、近隣の市町村と大きな乖離が見られる項目もありましたが、会津若松市と喜多方市が令和4年度の標準額を公開しましたので、そちらを見ながら差を埋める形で設定したところでございます。ただ、会津若松市や喜多方市は、会津の平らなところでございますので、農地面積の1枚当たりの面積も大きいということで、南会津と比べますとずいぶん作業効率とか経費的な問題で有利なのかなと考えられますが、一応参考にさせていただいて価格の方を設定させていただいております。福島県の最低賃金が3%上昇いたしましたので、同程度の額を増額させていただきました。時給にして828円から875円になりますけれども、実働7時間で。ここまできますと高い金額になりましたので、今後は、状況を見ながらということでもいいのかなと思います。2ページ目を開いていただきますと、一番上の表が賃金の推移、福島県の最低賃金を書いてございます。下の表が南会津町の農作業労賃の推移ということで、だいたい上昇率で福島県の最低賃金が上がったのと同じような形をとってございます。3ページ目が農協の方からいただいたJA米の概算金の推移ということでございます。令和3年は、令和2年と比べ単価、価格が下がり、前年比を見ていただくと、コシヒカリ、等級1等米でマイナス2,600円、2等で2,500円、3等で2,500円こういった単価の差が出てきております。かなり安くなったということでございます。4ページ目ですが、ガソリンが高騰しているということがあったので、一生懸命探したところ、軽油価格の全国平均、最高、最低が出ておりますけれども、そういったものを見つけました。1ℓ当たり、一番右側に平均という欄がございますが、2020年と2021年、この間、約30円の平均額で差がございます。100円程度のものですから30円程度上がるということは、かなりの高騰だと思えます。農作業に係る全ての作業に振ってくるんだろうなと思われまます。次の5ページ目、会津管内の農作業労働賃金の標準額の比較表がございます。カラーではないので最低と最高額がちょっと分かりづらくなっておりますが、会津若松市と喜多方市の令和3年度を見ていただいて、令和4年度使う金額、前年度比の金額が入ってるものでございます。会津若松市は、ほぼ変わっていないですが、逆に安くなってる項目が多いような形です。何故下がっているか聞けば良かったのですが、効率がいいんだろうなと思われまます。喜多方市の場合は、逆に補正をかけて上がっているような形です。どちらが正しい、間違っているということはありませんので、会議の中でもまれた単価でございますので、適価、標準的な単価ということで使われたものだと思います。6ページに行きますと、今の表が南会津町の4地域の標準額として数字を入れさせていただいたものです。主に機械を使う部分について、税抜きで300円程度上げさせていただいた内容となっています。何が正しいか、正しくないのかはありませんので、それぞれ単価を上げさせていただいて、4地域ともだんだん近づくように設定させていただいた内容です。あくまでもたたき台の数字なので、皆様が実際に農作業等をされて、この単価では

できないとか、できるとかといったことで揉んでいただけたらと思います。農作業労賃につきましては、以上となります。

事務局

（星主査）続きまして、令和4年度賃借料情報の考え方についてご説明申し上げます。今ほど見ていただいた資料の7ページをご覧ください。こちらに令和4年度賃借料情報の考え方についての説明を掲載させていただいております。以前は、農業委員会が小作料を決める形でしたが、平成21年の農地法改正によりまして、実際に公告された利用権設定の実態に基づいて賃借料の集計値を農家の皆さんに提供する形となり、今回で13回目となります。賃借料を集計する期間は当初、過去1年、2年間で集計していた期間もありましたが、南会津町では、データ数が少ないことや変動幅も激しいということもあり、より良いデータを提供できるのではないかとのご意見をいただきまして、令和元年度から、過去5年間のデータを使用しております。今回につきましては、平成29年1月から令和3年1月に公告された賃借料を集計している形となります。データの算出方法につきましては、地域毎、作物ごとに分類いたしまして、10a当たりの賃借料に揃えたうえで、平均額を算出しております。データから除いてるものとしまして、使用貸借で契約した農地は除いております。使用貸借で契約したものは、無償、ゼロ円となります。皆さまに提供する賃借料情報は、実際に賃貸借を契約するうえでの目安の情報ですので、使用貸借については、データから除く形になっております。データから除いてあるものについて2点目、農地中間管理事業により、県の農業振興公社を介在した契約の場合につきましては、土地の所有者から公社に貸し付ける分と公社から耕作者に貸し付ける分という形で、同じ農地の契約で二重にカウントされることになるので、片方のみカウントする形で集計しております。特殊なケースといたしまして、花きは集計から除外しております。物納における米の価格につきましては、田島地域で多く見られます米30kgの物納契約につきましては、集計の為に金額に換算しております。今年度は、令和3年JA買取米価格のひとめぼれ、1等米の玄米30kgの買取価格4,250円を基準としまして算出しております。資料8ページになりますが、こちらが令和3年度と令和4年度の賃借料の情報の推移となります。左側が、令和3年3月に発行しました令和3年度賃借料情報の数値、右側が今回集計いたしました令和4年度賃借料情報となっております。この右側の令和4年度の賃借料情報の数値が皆様のお手元に案としてお示ししました表の方に平均額が記載されております。なお、左右の表中央に平均額の前年比もございますので、こちらはご確認いただければと思います。資料9ページが8ページの令和4年賃借料情報を算出するための平成29年から令和3年の5年間のデータを集計したものとなっております。最終ページ、資料10ページ、こちらが各地域の令和3年分の使用貸借の件数一覧となりますので、ご参照いただければと思います。以上で説明終わります。

議 長	説明が終わりました。直ちに協議に入ります。 発言のある方は、挙手願います。
3 番	(平野恒二) 10 ページ、標準額算定についてご覧いただきたいんですが、各地区もそうですが、地域区分、データ数、地区名、このデータ数のとらえ方についてお聞きしたいんですが、何故かといいますと伊南地域、館岩地域も田んぼでソバ、転作が多いです。館岩は、たていわ農産、伊南は、伊南の郷でやってるんですが、ここに表れているデータ数は、非常に少ないです。去年も質問しました。何故かという、たていわ農産は、館岩地域の 80%以上借りて耕作していると聞いております。伊南の郷も伊南地域のほぼ 90%は、貸借で耕作しているんですが、それからするとこのデータ数は非常に少ないですが、このデータ数のとらえ方の説明をお願いします。このデータ数があまりにも少ないから実態と違う。
事務局	(星主査) こちらのデータ数、昨年度もそうだったんですが、令和 3 年分、あくまで令和 3 年に貸借契約があった中の使用貸借だったもので、前年度とかでなく、令和 3 年 1 月から 12 月までの利用権設定の中で使用貸借権があったのが、これだけの件数という形になっております。
3 番	(平野恒二) 確かに 3 年度分でしょうが、全体のいわゆるどういう形態で耕作しているか、その全体、全部の分を反映しないと良いデータ、改定のデータにはならないという風に考えているんですが。年間の全体の伊南地域ですが、これではかなり違いますよね。3 年の契約変更した書類等見てもこんな数ではないですよ。館岩もそうだと思いますが。その辺です。
事務局	(星主査) とらえ方は、使用貸借権という形で利用権設定を事務局で受理した数がこちらなので、令和 3 年度はこの数字となります。ここから増えるということはないです。あくまで利用権設定で令和 3 年に受理したものはこちらで、それ以外であれば過去の利用権設定等もあると思うんですが、令和 3 年の受付けたものはこちらの数字です。
議 長	利用権設定で上がってきたもので、それ以外はあげられない。 そういうことです。
3 番	(平野恒二) もっと具体的に質問します。伊南の郷を例にとりますと伊南の郷全体の面積で言いますと 90%近いです。耕作してるの。その田んぼの分はゼロ円なんです。刈り取り、賃借料ゼロ円でやってるんです。この資料、伊南地域見てください。一番下。去年も同じ質問したんです。田んぼのソバが、3,000 円。平均額。畑、野菜が 2,000 円。ソバと野菜、誰が見たって野菜の方が高いと思うんです。他のところも見てください。館岩、野菜よりはソバのほうが安く設定されている。生産性からいっても当然だと思います。ただ、伊南の分を見ると逆転してるんです。非常に実態から離れてる。伊南の郷全部の 90%以上無償で借りているにもか

かわらず、こういう金額になるのかが疑問なんです。データのとらえ方自体が実態に即していないということを去年も質問したんですが。いかがですか。

事務局 （星主査）こちらの考え方といたしましては、農地賃借料情報ですので、あくまで賃貸借があった方が確認いただいて金額を決めるという形で。文書の方にも書かせていただいているんですが、賃借料ゼロ円のものは除いてあります。あくまでお金や物品のやり取りがあったものの平均額がこちらになってますということなので、お金とか物品で契約を考えている方に見ていただければという情報でございます。昨年度、伊南地域にご要望があったので、使用貸借数のデータ数もありますので、それ以外に使用データ、使用貸借としてはこの件数がありますということで載せていただいている形でございます。

3 番 （平野恒二）農業委員会で設定するんですから、実態と離れたような考え方、データ数のとらえ方ではおかしいんじゃないかということで質問しているんです。さっき言いました伊南の郷は、ほぼゼロ円です。舘岩の芳賀久さんおられますが、農産に勤めておられて全部承知しておられると思いますが、たていわ農産の実態を態お聞きしたいと思うんですが、久さんいかがですか。

舘岩 2 （芳賀久）ちょっと会社のことはわからないので。

議 長 あくまでも利用権設定であがってきたもののとらえ方でいいんですよね。

事務局 （星主査）繰り返しになりますけど、載せているのは、金額が発生したソバでも、畑でも稲作でもそうなんですけど、その分をここに集計しており、ゼロ円、無償でというものは除いた額で出させていただいています。

3 番 （平野恒二）一般の個々の農家と貸付の関係では、利用権設定以外にある分も把握されていますか。

事務局 （星主査）利用権設定以外というのは、契約を結んでいない、やみ小作ということですか？事務局では、利用権設定以外で契約を結ばないで個人的に貸し借りというのは分らないです。

3 番 （平野恒二）議案書の議案第3号農地利用集積計画案の中身を見てください。この中には、ちょうど舘岩地区入っていませんが、毎年契約変更して無償で解約を交わしているのがあるんですが、その分はカウントされないんですか。利用権の種類です。賃借権、使用貸借権とあるんです。どちらをカウントしてるんですか。この小さい数字。1件とか36件。

事務局	(星主査) 使用貸借のデータなので、ゼロ円のもの。何も相手方から発生しないものの数字を令和3年分で伊南には掲載しています。
3 番	(平野恒二) ゼロ円のものを除いているんですよ。実態とそぐわないと言ってるんです。データ数のとらえ方です。実態にゼロ円をなぜ入れないのか。伊南の表を見てください。3,000 円なんて払っているところはないですよ。
議 長	ゼロ円のが役場にあがってきても、事務局では分からないと思うのですが。
事務局	(星主査) ゼロ円でも利用権設定が結ばれていれば処理をします。あくまで利用権設定なので、それもあります。
議 長	利用権設定ゼロで上がってくるの？わかりました。
3 番	(平野恒二) それを入れないと。
1 番	(星隆一) それを入れちゃうと平均値が下がっちゃう。
3 番	(平野恒二) 実態がそうだから。それがおかしい。
10 番	(湯田孝義) いずれこの問題に踏み込まないと。南会津町の一番気温が低いところは、田部の斎藤山、555m。米の取れ高を芳賀さんもお存じだと思うけど、飼料米 540 kg ベース、30 kg、18 袋持って行った時、農作業の受託費が高い安いと言ってるけど、やってもらう側に持っていくと経費より高くなる。全然つじつまが合わない。野菜関係は高収益作物で、アスパラ、トマト、花なんかは莫大な金が入ってくる。賃借料見てもガクッと下がっている。田の関係なんかも、3,000 円が妥当くらいになっている。重行さんや一男さんだってメンテナンスが高くなって、電気料はどんどん高騰してる。はたしてこの額が良いかどうか言っている時に、今、個人情報に保護がかかっているが、協力できる人で、田は田の関係、アスパラはアスパラの関係、花は花の関係、トマトはトマトの関係、全部赤裸々に洗いなおさないとこの所を乗り切れないほど食物は余っている。水無川に倉庫があるけど、そこの中に米ががっさり入っている。売れば良いが、売れなくて借り手も入らなければ、全部パーです。農協さんも云々、良太郎さんも一生懸命頑張っていたいてるのはわかるけど、現実はこの賃借料持って行って、概算払、農協は 9,000 円出てるっていっても、米の買取価格は 4,300 円で買ってもらえるんだったらまだいいです。ある職責持って甲の農作業の所長代理までやってる方、農協で買ってもらったら、3,300 円。今度農協で売り価格出てくる時は 9,000 円。ものすごい差額。実際生産やってる私らからすれば全然つじつまが合わない時代に入っている。片方では、スマート農業やデジタルとか良いことばかり並べてるが、メンテナンスがとんでもなくかかる

時代です。米が 15ha、一人分だっていうけども、15ha、全部ひとりで何もかもできるかと思えば、草刈りとか色々あったり、恒二さんととも内法だけは草刈りやるけど、外回りの水関係は、多面でやるのはいいけど、そこら辺が、なかなかつじつまが合わなくなっている。作物なりに収入をちゃんと出して、さらに経費を全部出して、はたして賃借料が合うかどうか。田島の町の中の方々は、田島がそれほど採れるんだったらいい。町の振興地だから。なかなか皆きれいな格好して、トラクター乗ってきて代かいたり稲刈ったり。そういったこともあり、ちょっと時間をかけて賃借料の見直しも入らないといけない。米だってどんどん作っていったほうがいいのか悪いのか、オーガニック栽培が良いといっても、農薬をかけなければ草は生えるばかりだし。その辺も含めてやっていかないと若い人達にやれやれと言って煽っても、途中で挫折するのを一番危惧して心配してしまう。いずれ委員会なので、それぞれ発言権も挙手してというわけだけど、一回フリーでいろんな関係精査してやってみないと出し切れないほどギャップが出ている。湯川ばかりでなく、本郷もかなり採れているらしい。800 kg位採れる。そういった所だと飼料米も 540 kgを平均で割ったなら、例えば、1 町作る時に 5,400 作るけども、800 kg採れるなら 1 町作らなくて飼料米 1 町分出ちゃう。今、飼料米やってみてわかると思うが、青米をはじかないところで、水分を引っ張って、せっかく乾燥が 13 位までやっても青米がそっくり残っていると水分上がってしまう。高収益作物のトマト、アスパラ、花の重点振興作物と米とを比較した時に、はたして妥当かどうかをやっていかないと田島で 6,000 円払っていても、重行さんが「いやいや儲かって、1 万払ってもいい」って冗談言えればいいけど、決してそんな状態じゃないから、そこらも精査した方が良くと思います。以上です。

議 長 事務局に聞きますが、星君。利用権設定を結んで返ってくるじゃないですか。その中で賃借料がゼロっていう回答はどのくらいありますか。例えば、伊南、南郷、館岩、田島地区と。

事務局 (星主査) 令和 3 年度ですと、この資料の 10 ページ、こちらにあるものが区域とか作物に分かれてますが、これだけの件数が利用権設定の中で使用貸借でという形になっております。

議 長 館岩は多いですね。

事務局 (星主査) 館岩ですと 3 件くらい。畑のそばで 3 件、使用貸借です。

議 長 今、私たちが点々と歩いてみますと、賃借料ゼロというのは、本当にごく一部で、逆に欲しいという地主さんの方が多くて頭が痛いくらいなんです。今回その説明聞くと伊南の郷はゼロ円だと、そういうゼロっていう数字があるみたいでびっくりしているところです。多分皆さんの地域の中で、水田含めて畑でも、作ってる作物によってはゼロでもいいという人達がいるかもわからない。例えば、トマト。田島で言う高収益

作物を作付けしている農家は、逆にいっぱい欲しいっていう風に言われています。恒二さんこの辺はどうですか。

3 番 (平野恒二) 何回も質問して申し訳ないですが、考え方が違うんです。使用貸借権だけカウントする、あまりにも実態が違う。この表を見てください。南郷地域。水稻だと平均が 5,000 円、トマトだと 20,000 円から。実態もそうですから高いです。でも平均で 9,300 円。野菜は 2,400 円。これは解るんです。確かに南郷の実態に即してると。伊南を見てください。水稻で 3,200 円、平均。ソバで 3,000 円、野菜で 2,000 円、会長は安くなったとおっしゃいましたが、伊南地域のこれを見ると非常に実態とかけ離れている。100 件あると、90 件はゼロで契約している。その分をカウントに乗せないで単純平均すれば実態と離れるから、この案に反対なんです。考え方が違う。

10 番 (湯田孝義) ソバもはっきり言っちゃうと名前上げちゃっていいよな？ 信弘さんなんかもゼロなんだ。みんな。100 町も作ってるけど。水無川でもいろいろ不満的に言うかと思ったら言っていない。農地守ってもらえれば良いって感覚なんだ。

3 番 (平野恒二) あと一回、局長伊南ですから聞きたいと思いますが。田で 3,000 円、これを出した後、農家から言われるんです。この数値はなんだと。どういう風になっているかわかっているから苦肉に答えるんですが、腹立たしい限りです。水稻で 3,000 円です。ソバ、反収が少なくて収入が上がらない。それで 3,000 円ですよ。米作って 3,200 円。野菜作る人は、件数多いですから野菜欲しくて借りてやるから単価はいいと思うんですが、米が 3,200 円、ソバで 3,000 円、農家の人にはほんとと説明がつかない。実態とあまりにもかけ離れている。以上で終わります。

10 番 (湯田孝義) いいですか。下手が水田になってるところに、ソバをやろうとトマトや花をやろうと直接支払交付金みたいな補助金が出るわけです。田んぼは、まともに経費に持っていったら、これから先、今年 1 年間は乗り切っても、来年また据え置かれるような単価になってくる。やる人がいなくなることが危惧される。一番良いのは、データ数でもって割ればいい。そうすれば下がってくる。一部では 6,000 円、7,000 円と上がってるけど、伊南を見ると。南郷の地目トマト、高く払っている。これはベターだと思う。田島全域は、ソバ作ろうと何作ろうと関係ない。1,500 円でやってるわけだから。水無川は現実にはそうだから。室井園芸は、花作って枯れればタダだから。そこらへんがかみ合わなくなっている。

3 番 (平野恒二) 最後に一言。農業委員会としては、この労賃情報、賃借料情報も、実態に即したような数字を提示したほうがいいんじゃないか。以上で、質問終わります。

議 長 事務局、恒二さんが実態に即したようにとの発言ですが、星さんどうですか。

事務局 (星主査) 実態に即したということではありますが、賃借料情報に載せさせていただいてるのが、平均額。使用貸借数のデータも載せていただいているので、あくまで3,000円が7件あります。ゼロ円も36件。これだけゼロ円の所もあるという風に見ていただけたらと思います。文章中にも、使用貸借はゼロ円のもの除くとありますので、ここと備考欄のデータを見ていただければ、ゼロ円も結構あると分かっていたけると私は思っているところです。

議 長 局長。どうですか。

事務局 (事務局長) 今、星が申し上げましたとおり、あくまで、実勢の賃借料。農業委員会に届け出あった部分のデータでございますので、賃借料ゼロのもので割ってしまうと、どんどんこの価格は落ちきますので、はたしてそれが実態としていいのかは別として、これは実勢の賃借料の情報を載せているということでございます。

議 長 事務局で作った目安といいますか、皆さんにお示しする形としての金額なので、このままやるのではなく、お互いの話し合いを含め、「こういう金額でどうでしょうか」という提案だと思います。恒二さん、こんなことで。難しいけれども。

3 番 (平野恒二) 水かけ論になるんですが、伊南のソバを見てください。最低が3,000円、最高3,000円、平均3,000円です。農業委員会で提示するのが良いものなのか。実態は90何%ゼロでやってるんです。そこなんです。データの拾い方、考え方。実態に即したようなデータをこれに上げないのは無意味じゃないかと。

議 長 なんで貸す方はゼロなんですか。

3 番 (平野恒二) 収益も上がらない。伊南の郷は、だいぶ前からゼロ円。

議 長 収益上がらないということは？

3 番 (平野恒二) 農家の貸す方も自分で耕作できないからお願いしますと。無理にお願いする分もあるが、片方は、収益も上がらないからゼロ円でやっている。そういう実態。伊南でソバを作っているのは、条件の悪いところです。浜野の川向い側に団地がありますが、そこだってゼロ円です。ほ場整備して1反分、3反分、5反分とかの区画になっていたってゼロ円。

- 10 番 (湯田孝義) 参考までに言うと、パイロット国営事業、昭和 44 年頃にやった水無川落合。ああいった大きい面積のところに作物が採れないから、結局自分の所有地なので、何でもいから作ってくれないかという感じ。
- 3 番 (平野恒二) 質問止めます。はい、質疑は終わりました。
- 10 番 (湯田孝義) 辞めてしまえば、誰も作る人いなくなる。
- 議 長 耕作放棄地解消するために。
- 10 番 (湯田孝義) 結果としては、タダでもいいからやってくれないか。タダでも物納とか信弘さんはそれなりにやっている。
- 3 番 (平野恒二) 今の件、全体の分、契約把握できる分を入れてやると伊南の分、ソバ 100 円以下です。20 円とか 30 円になります。3,000 円はどうかと。去年も質問したでしょう。会長分かっているでしょう。
- 議 長 そういう話だととまらなくなってしまうので。
星さん、このままの話だと事務局で提案した料金がとまらなくなってしまう。
- 事務局 (星主査) 実態数と申されるので、昨年度、前任者がこの使用貸借っていうのを載せさせていただいて、実際にデータ数は 7 件。3,000 円のもの 7 件あり、当年度で比べるとそれ以上の使用貸借権があるので、ゼロ件はこれだけあるよと分かっていたのではないかと思います。これも平行線、繰り返しになりますが、あくまでお金が発生したものをお知らせする情報なので、使用貸借とは別で考えていただければと思っています。
- 3 番 (平野恒二) 止めようかと思ってたんですが、あと 1 回。ゼロを把握しているなら、来月の総会までに伊南の分だけでいいですから、見てください。俺の言ったような数字になると思いますから。そういう分を把握されて、今の案を出して良いのか、非常に疑問です。何回も言うようですが。ゼロの分をカウントして、案を作ってください。
- 議 長 伊南の分で利用権設定上がってきているゼロ円っていうのは、いっぱいあるんですか。
- 事務局 (星主査) 今、手元に資料がある分だと今年が 36 件です。ソバだと。去年だと 85 件あったようでございます。
- 10 番 (湯田孝義) 恒二さんののは、それはそれでいいですから。私の言ってるものは、時間が掛かってもいから 1 年、2 年かかっても。やはり収入と経費をちゃんと洗ってくれないと。何回も言うけど、800 kg も採れる

ところだったらいくらでもいい。540 kg採れているか聞いてみると、採れたようなこと言ってるが、実際は採れていないような感覚で全部経費が並んで、賃借料決められたってどうしようもない。受託でやる分には、高くもらった方がいいけど、逆にやってもらう側になれば、まともに取ったら何もなくなる。利益なんて出てこない。さっき言ったように農協では、4,300 円を買ってくれるけど、概算払いは 9,000 円になってる。4,000 円の単価概算しかよこさないわけだから前渡金は。そこらへんも合っていない。

議 長 一男さん何かありませんか。

9 番 (渡部一男) 難しい話だ。生産者になれば、米の単価でもって賃借料が変わってくるんだ。だから、今年のコメの相場見れば、賃借料は、この単価では高いんじゃないかなとなるわけだ。生産者から見れば。ただ、貸す側からすればもっと欲しいという話が出るかもしれないけど、4,250 円の話で、物納にしても 1 本では高すぎるって話も出てきてる。若松の方も河東方面では、見直しせざる負えないなあって話も出てる。去年あたりかな、米の単価が出てきてから。一概にこの 6,100 円、田島地域だと第 1 地区で 6,900 円、第 2 で 6,100 円、伊南さん、情報として出てるわけだよ。これが妥当な線なのかどうなのかは、その相対する人側で決めていくしかないのかなと思うんです。お互いに米安くなってるのはわかってるんだから。だからといって、米買うときは安くなってない。全く同じかもしれない。買うときには、9,000 円、10,000 円してる。生産者だけが結局肥料が上がる、農薬が上がる、農機代上がる。もらうものは、米代として 2,500 円も 2,600 円も下がってるわけだよ。こういう点から見れば、本当にこれからは、お互いにそういうことをやらない人は相手にやってもらって土地を守って。地域を守るしかないんだから、その人には、やっぱりやんない人は目をつぶるしかないんじゃないかなと私はそう思います。

会 長 だから補助金が出てるような気がします。

9 番 (渡部一男) やる人には、やはり、やってそれだけ赤字になるんだから、当然補助くらいじゃ足りないです。行政からすればいかに農家に対して 150 万とか 200 万やりますから頑張ってくださいよくらいの。毎年、その位のお金をくれるような町になっていかないとダメだなと。だから農業やる人がいなくなってしまう。これでは、息子にやれと言ったってやらなくなる。

会 長 もう一人。重行さん。何か良いアイディア提案してください。

5 番 (湯田重行) 私も一男さんの意見に同感なんですけど、これからますますやる人がいなくなってくる。作れば作るほど赤字が出てくる感じだから。私は、第 1 地域でほとんど作っていて、地元が高野なんだけど、中には、

何もいらないから荒らすとどうしようもないから作ってくれという人もいるけど、最低でも反、米1袋はやってています。お金っていう人は、お金で。だいたいこの情報に沿ってやってますけど。ただ、今年の場合は、ほんとに米下がっちゃって大変だと言ったら、中には分かってくれる人もいて、じゃあ、6,000 円でいいですよという人もいました。毎年米の価格の差によって上がり下がり、借りている人から、話しによって、値段決めていくような形にするしかないと思います。ただ、農薬、燃料関係も上がっています。機械も本当に高いし、修理代も最低10万、20万とかかります。中々容易ではないんですが、そういう状況でやってます。

会 長 もう一方。貸し手に回る義三さんに、意見を求めます。

6 番 （湯田義三）こういう問題は、やっぱり金額決めてみたって、それぞれ相対する当事者同士の話し合いかな。その辺が重要になってくるので、一応情報は情報として、私は良いと思います。ひとつの目安ってことで。あとは当事者間で、今年は採れたとか採れなかったとか、そういう話からして互いに話を煮詰めるしかないという気はします。

議 長 事務局で田島、館岩、伊南、南郷と作業労賃の情報として提案しましたが、これはあくまでも目安ですので、皆さんに聞かれたらお互いに話し合って、条件などもあると思うので、金額を決めていった方がスムーズに行くのかなと考えております。星さんどうですか、こういうことで。

事務局 （事務局長）今の労賃、賃借料情報ですけども、田島の場合も全てそうなんですが、データがあって、それぞれ最高額、最低額、平均額が出た。伊南の場合もそうです。ここの数字は、基本的にデータがある以上変えることができないと思います。当然このデータに基づいて最高があって、最低があって、平均があるもんですから。ですので、あくまでこのデータの数字は変更されない。データに基づいた数字ですので。あとはそれぞれ当事者間の、あくまで話し合いの中で決めていただくようなことになろうかと思います。

10 番 （湯田孝義）そのとおりで、私もいいと思いますから、さっき言ったように時間を掛けて収入と経費を洗ってほしいのと、本来は、中間管理事業が入ってきて、今相対契約やっている既存のものはいいけど、これから新たに100町分やったら全部中間管理機構になってしまう。中間管理機構が、調査してくれるならいいけど、全然関係なくバンバン走るのに、この標準価格で切ってしまう。そうなった時、はたして合うか、合わないのか必ずでてくるので。中間管理事業が入らないと、ほ場整備事業が成り立たなくなってしまうから、それを頭に入れてやっていかないと「いや、こんなはずじゃなかった」と嘆いてみたってどうにもならなくなる。貸し手には、いろんな形、地域でどうのこうの。借り手には、認定農業者になって、金の運用、借りる時だけはちょっと借りやすいですよ。あくまで借りる話だから。払わなきゃならないから。その辺を中間管理

が入っているなら、米が安かったら、今年のこの価格、ほんとに賃借いいですかなんていうのを、地域マネージャーが一人、合同庁舎に付いているわけだから。その地域マネージャーにその話を持っていくと「猪苗代の方では20,000円も払っているんですよ。」って、そんな20,000円も払っている話をされたって全然こちらとはかみ合わない。その辺も含めて妥当かどうか精査していかないとダメだから。加えて、米をもっともっと捌いてもらわないと。現実には食えない人がいっぱいいる。大学生で、1日三食食べたかったけど、一食はご飯食べるけど、後は食パン1枚とか牛乳とかヨーグルトで我慢しようという人がいっぱいいるわけだから。子ども食堂とかユニセフ通じて餓死してる国もいっぱいあるから。そういった所にもっともっと米動かしてもらえなかったら、こんなに在庫抱えて全然動かないし、田島、若松の農協倉庫も残っている。今年また作るわけだから。その辺を申し入れしていかないと。今年一年やってみると結論は出てくると思うけど。

議 長 色々なご意見ありがとうございました。

3 番 (平野恒二)最後に、見てください。この表の下の4年度南会津町。どこも同じですが、賃借料情報、1行目です。伊南地域で、過去5年間に農地の利用権設定、括弧これが問題。使用貸借(賃借料が0円のものは除く)。前から言っていますが、これがあるから実態に即していない平均値が出たりするんです。賃借はどの数字でも同じですが、貸す人と借りる人の相対でやる。農業委員会は、実態に即した数字を提出するのが義務だと思いますが、この文言があるため、事務局は前からそのとおりやっているとと思いますが、これが適正かどうかなんです。農業委員会の使命として、実態に即した数字、基準を提示するのが農業委員会だと思います。これがあるために、実態と離れた関係のない数字だけが独り歩いているということです。以前は、貸借もあまり進まない時代は、ゼロ円というのは、稀な例だったと思います。だからゼロは除くということだと思えます。今の実態は、さっき言ったとおり、括弧内は全部削除しないと実態と離れた数字が出る。それを出すのが農業委員会として適正かどうかは、農業委員会の皆さんの判断を仰ぎたいと思います。以上です。終わります。

議 長 ありがとうございました。これは参考として皆さんに説明してもらいたい。これは、はっきりとした決めでなくて、参考でお願いします。

議 長 それでは、協議を集結しまして、お諮りします。
本案を原案のとおり、決定することにご異議ございませんか。

議 長 (異議なし多数、反対1名)
はい。ありがとうございました。異議なしと認め、本案は、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、次回総会までの業務日程について、事務局から説明をお願いします。

事務局 (事務局長 説明)

議 長 説明が終わりましたので、その他に入ります。
皆さんから何かご意見がございましたら挙手でお願いいたします。

(事務局長 前回総会の平野委員からの地目変更の質問事項 回答)

議 長 他に質疑ございませんか。
ないようですので、代理の方から閉会のことばをお願いします。

職務代理 長時間にわたり審議、ありがとうございました。これをもって閉じます。

閉会 午後 2時50分

上記のとおり、会議次第は書記をして記載せしめたものであるが、その内容が正確であることを証明するためここに署名する。

議 長

8 番

9 番